

介護保険と確定申告

確定申告において、①社会保険料控除として介護保険料、②医療費控除として介護サービスの利用料、寝たきりの人のおむつ代、③障害者控除として所得税法上の障がい者と同等と認定された要介護認定者がある場合などについては、所得控除の対象となります。

①社会保険料控除

令和4年1月から12月までに介護保険料を納付した人は社会保険料控除の対象となります。
※介護保険料が減免になっている場合は該当しません。

②医療費控除

●介護保険サービス(居宅サービスや施設サービス)利用料などのうち、領収書に「医療費控除対象額」と記載されているものが対象となります。
●寝たきりの状態で、治療上おむつの使用が必要な人は、おむつ代が対象となります。

▷対象者

おおむね6か月以上寝たきりの状態にあると認められ、治療上おむつの使用が必要な人

▷必要書類

《初めて控除を受ける人》

- 領収書
- 医師が発行する「おむつ使用証明書」
- ※証明書様式は介護福祉課介護係に備え付けています。
- 《2年目以降の人》
- 領収書
- 医師が発行する「おむつ使用証明書」または、町が発行する「おむつ代医療費控除証明書」
- ※「おむつ代医療費控除証明書」の交付は、町に申請が必要です。

③障害者控除

65歳以上で、介護保険の要介護認定を受けている人は、障害者控除を受けられる場合があります。

▷対象者

65歳以上の浪江町介護保険被保険者で、要介護1から要介護5までのいずれかの認定を受けている人のうち、要件に該当する人。
※要件は要介護認定の際、町が収集した主治医意見書の日常生活自立度によります。

▷基準日

所得控除対象年の12月31日
※被保険者が年の途中で死亡した場合は、当該死亡の日

▷必要書類

《浪江町役場本庁舎・ビッグパレットふくしまで申告する場合》
不要です。
《上記以外の場合》
「障害者控除対象者認定書」が必要です。
※「障害者控除対象者認定書」の交付を希望する場合は、介護係へ申請書を提出してください。申請書は介護係に備え付けています。(町ホームページからもダウンロードできます。)
※申請書を審査の上、発行となりますので、手続は余裕をもって行うようお願いします。

☎介護福祉課介護係 ☎0240(34)0226

所得税の申告は「税務署会場」へ

福島県内では下記のとおり各税務署が申告相談会場を開設しています。受付時間は各会場異なりますので、詳細は最寄りの税務署にお問い合わせください。

●各税務署の申告相談会場

税務署	確定申告相談会場	日程
相馬	相馬市振興ビル 6階 (相馬市中村字塚ノ町65-16)	2月13日(月) ～3月15日(水)
福島	アオウゼ 4階大活動室 (福島市曾根田町1-18)	
会津若松	会津アピオ内 アピオスペース 1階 (会津若松市インター西90)	
郡山	南東北総合センター イベントホール (郡山市喜久田町脚一丁目1-1)	
いわき	イオンいわき店 2階 (いわき市平字三倉68-1)	
白河	白河市産業プラザ人材育成センター (白河市中田140)	2月16日(木) ～3月15日(水)
須賀川	須賀川市労働福祉会館 (須賀川市茶畑町65)	
喜多方	喜多方税務署 (喜多方市字花園38)	
二本松	二本松福祉センター (二本松市竜台1丁目5-1)	
田島	田島税務署 (南会津町田島字寺前甲2939-2)	

※土曜日・日曜日・祝日を除く。
※2月19日(日)および2月26日(日)は、アオウゼ(福島税務署開設)で相談会場を開設します。
※税務署での申告会場には、当日配布の入場整理券またはLINEによるオンライン発行された入場整理券が必要です。

●e-Taxで確定申告できます

e-Taxを利用することで、自宅や事務所などから申告や納税などの手続きを行うことが可能です。
詳しくは、国税庁HPをご確認ください。



国民健康保険加入者の確定申告

■限度額・負担割合

確定申告をすることで、8月からの医療機関への支払い限度額や、70歳以上75歳未満の人の負担割合が決定されます。
※未申告の人は負担割合が最大となります。

■医療費控除の申告書類

確定申告時の医療費控除は「医療機関からの領収書」または国保年金係から送付している「国民健康保険医療費のお知らせ」が申告に使用できる書類です。
※「医療費のお知らせ」については、原則再発行ができませんので、大切にお手元での保管をお願いします。

☎健康保険課国保年金係 ☎0240(34)0242



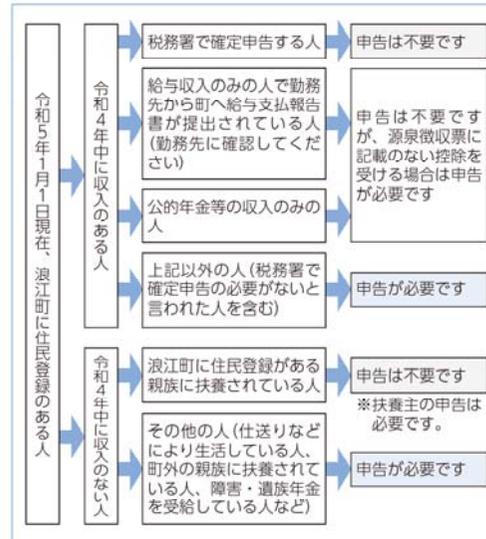
税の申告相談受付が始まります

2月15日(水)～3月15日(水)

☎ 住民課課税係 ☎ 0240(34)0224

浪江町では町・県民税申告の相談を実施します。日程および会場は以下のとおりです。

町・県民税の申告が必要な人の目安



注意事項

■所得税の申告

- 次に該当する人は、税務署で申告をしてください。町では受付できませんのでご注意ください。
- 消費税・贈与税・相続税・土地や株式の譲渡所得などの分離所得がある人
- 初めて住宅借入金等特別控除を受ける人
- 過年度分の申告をする人 ●準確定申告をする人
- 雑損控除の申告の人 ●青色申告の人
- 配当・株式譲渡の損益通算をする人

申告相談日程

日時	受付時間	受付会場
2月15日(水)～22日(水)	9時～15時	ビッグパレットふくしま (4階プレゼンテーションルーム)
2月23日(木)		申告休み
2月24日(金)	9時～15時	浪江町役場本庁舎 (2階中会議室)
2月25日(土)～26日(日)		申告休み
2月27日(月)～28日(火)	9時～15時	浪江町役場本庁舎 (2階中会議室)
3月1日(水)～3日(金)		申告休み
3月4日(土)～5日(日)		申告休み
3月6日(月)～10日(金)	9時～15時	浪江町役場本庁舎 (2階中会議室)
3月11日(土)		申告休み
3月12日(日)～15日(水)	9時～15時	浪江町役場本庁舎 (2階中会議室)

※ビッグパレットふくしま(郡山市)の受付会場の4階プレゼンテーションルームには、エレベーターで来場してください。

新型コロナウイルス感染症などの状況により、中止または日程および会場を変更する場合がありますので、町のホームページなどで最新の情報を確認してください。

必要書類など

	項目など	必要書類
所得など	給与	源泉徴収票
	雑・公的年金等	
	事業・営業等	白色申告書 …収支の内訳(各合計)が分かるもの
	事業・農業 不動産	
賠償金など	給与(就労不能損害)	東京電力による各賠償額の内訳と合意日などが分かる明細書
	事業・営業等	
	事業・農業 不動産	
控除など	生命保険料控除	会社などが発行する確定申告用の証明書(原本)
	地震保険料控除	

会社などで年末調整している人で、その収入と所得控除に変更がない人は確定申告不要です。申告内容によっては、下記以外に必要な書類がある場合がありますので、事前に最寄りの税務署へお問合せください。

持参する書類など
<ul style="list-style-type: none"> ●左の各欄に該当する書類 ●マイナンバーカードや通知カードなど、ご本人のマイナンバーが分かるもの ●本人確認できるもの(免許証など) ●ご本人の通帳、キャッシュカードなどの口座番号が分かるもの ●確定申告書の控えまたは住民税申告書の控え(前年申告をした人のみ) ●賠償金がかかる明細書(東京電力の賠償金を複数年に分けて申告している人は、最終年分の申告終了まで必要)